

区民と創る台東区の男女平等参画のための情報誌

はばたき21

通信

2022・8

No.44



DVのない社会へ…

知ることから始めよう

●特集

DVのない社会へ… 知ることから始めよう

- 寄稿 「顕在化してきたDV ―今、私たちにできること」
NPO法人全国女性シェルターネット共同代表 北仲 千里 さん
- ひとりで悩みを抱えているあなたへ…

◆「はばたき21」講座レポート

- ・「聞こえていますか？ 言葉にならないSOS」

◆トピックス

- ・区民委員が改選されました
- ・「男女共同参画週間」パネル展を開催しました
- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業を認定しました

◆インフォメーション

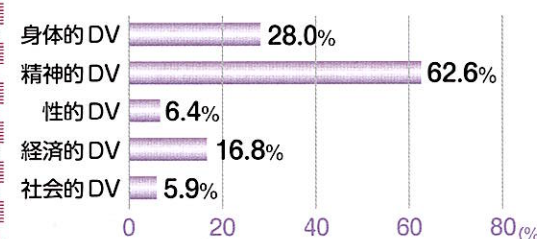
- ・「2022 みんなのはばたき21フォーラム ～声を上げ続けよう～」
- ・「はばたき21」情報コーナーおすすめ図書案内



配偶者からの暴力(DV)の被害経験

- 約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある。
- 暴力のいずれの行為も、女性の方が被害経験者の割合が高い。
- 女性の約10人に1人は何度も暴力を受けている。

出典：『女性に対する暴力の現状と課題』
内閣府男女共同参画局（令和4年6月）

令和3年度前期にDV相談+(プラス)に
よせられた相談内容

内閣府「令和3(2021)年度前期「DV相談+(プラス)事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書」の相談内容より、配偶者からの暴力のみ抽出。

出典：『令和4年版男女共同参画白書』
内閣府男女共同参画局編

DVや性暴力に遭いやすく、「女性だから虐待している、バカにしてもいい、レイプしてもいいんだ」と男性加害者が考えている社会を土台に起きるDVや性暴力などを、「ジェンダーに基づく暴力（Gender-based Violence、GBV）」という。私たちが今、一番しなければいけないのは、加害者の男性に「なぜ、あなたは、そんなことをするのか」と問い、どんな男性たちがなぜ、何を思っているのかをじっくりと突き止め、それはしてはいけないことだと彼らに伝え、そして自分の行った虐待に対する責任をきちんと取らせることである。

顕在化してきたDV

DVは、自分で交際や結婚した人から受けるもので、自分でもなかなか被害を被害だと気づきにくい。他人から見たら「別れたらいいのに」と思うが、被害をうけてもまだ、自分よりも、暴れる相手のことのほうを心配していることも多い。そして、「逃げられるはずがない」という心理にはまりこんでいたり、「個人的なことだし他人には話せないこと」と感じていたりもする。しかし少しずつDVや児童虐待への理解が広まり、自分はDVを受けている、友人や親がDVを受けていると気づく人も以前よりは増えてきたよ

うに思う。

また、コロナ禍で世帯主に家族全員の10万円の特別給付金が配られたときに、DVや虐待で家族から逃れていて、（住民票を移してない）で、給付金を受け取れない人がいるということが目につけられた。国は、DVや虐待で家を出た人は、申し出れば給付金を受け取れるような特例措置をとった。日経新聞報道によると、この特例を横浜市だけで1280人、大阪市で954人が利用したという。しかし、問い合わせ窓口には、むしろ、現在相手から逃げずに一緒に暮らしている人たちが、家族分の給付金を世帯主である夫が全部勝手に使ってしまうという相談が殺到した。いわゆる経済的DVの存在がこれほど可視化されたのは初めてではないかと思う。

さらに、内閣府の性暴力調査では、女性の性暴力被害の相手でも多いのは、配偶者や交際相手である（『男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）』内閣府男女共同参画局）。外からは見えにくい、性的DVもある（避妊に協力しない、相手の意思を大事にせずに無理やりなセックスをする、妊娠しているのに大切にしない）。最近、DVの場合の妊娠中絶には、夫の同意書

特集 DVのない社会へ… 知ることから始めよう

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、被害者の心身を傷つけるばかりか、子供にも深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害です。

私たち一人ひとりがDVを社会全体の問題としてとらえ、いかなる暴力も許さないという意識を共有するために、また、DVで苦しむ人たちが自らの被害に気づき、声をあげやすい社会を築くためにも、多くの方にDVについて知っていただきたいと思います。

そこで、今回の特集前半では、NPO 法人全国女性シェルターネットワーク共同代表の北仲千里さんにDVの問題点などについて解説していただきました。さらに後半では、ひとりで悩みを抱えている方へ伝えたい情報などをまとめました。

DVのない社会をめざして、一歩を踏み出しましょう。

寄稿

顕在化してきたDV

— 今、私たちにできること —

— NPO 法人全国女性シェルターネットワーク 共同代表 —

北仲 千里 さん



ようなことを言う、一晩中正座をさせられ説教される、怒鳴る、相手の話をいつも無視する、ストレスのやつあたりをする、「誰のおかげで食べられるんだ」と言う、病気で寝込んでいる時でも静養させず家事をさせる」などのこともある。これらの精神的DVは、最近では「モラル・ハラスメント」（モラハラ）と呼ばれるようになってきている。

ひとつ強調しておきたいのが、DVは決して「女性の問題」ではないということである。まず、日本のDV防止法のDVの定義は、性別にかかわらず適用される。女性から男性へのDVもケースとしては存在するし、レズビアンやゲイなどの同性カップルの中にもDVは存在する。ある意味、「恋愛」とか「交際」

「結婚」というものが、相手を自分の思い通りにしたい、自分だけのものにしたいとか、身内だからこそイライラをぶつけたというような支配の「動機」をも生みだし、そして、愛情や性関係、同居状態や生活の問題などが、被害者が相手からなかなか離れられない構造を生み出してしまっている。とはいえ、DVで苦しんでいる人は圧倒的に女性が多く、加害者には男性が多いのも事実である。つまり、私たちのこの社会は、男性をDVや性暴力の加害行為を行う人物に育てがちで、また、男性がDVやセクハラなどをしていても許されがちであり、女性は経済的自立をするのが難しいためDVの支配からなかなか逃れられないのである。このように、女性が、女性であるために

へのサインは不要という見解を厚労省が出した。また、性犯罪改正を議論する法務省法制審議会でも「配偶者間の性暴力も犯罪であることを明記」する方向で議論がされている。

だから今、私たちがすべきことは、まず、「DVは存在するんだ」と認識することであり、シングルマザーなど多様な家族がいることを認めながら、DVを減らすために、また被害者を救うために何をすべきかに関心を持つことである。日本では現在、被害者を支援できる人や資源が圧倒的に足りないが、本年5月に「困難女性支援法」が成立し（2年後に施行）、ようやく相談支援が本格的に整えられる条件ができてきた。給付金のこと、中絶のこと、相談窓口のこと、一つ一つ注目していきたい。

◆◆ 北仲千里さんプロフィール ◆◆

名古屋大学大学院文学研究科博士後課程修了
広島大学ハラスメント相談室 准教授
専門は社会学（特にジェンダー論）
1997年頃より「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク」設立にかかわる。
現在、NPO法人全国女性シェルターネットワーク共同代表、NPO法人「性暴力被害者サポートひろしま」代表理事、内閣府男女共同参画局 女性に対する暴力に関する専門調査会委員、ほか
主な著作：『アカデミック・ハラスメントの解決』
横山美栄子共著（寿郎社 2017）、『脱セクシュアル・ハラスメント宣言 法制度と社会環境を変えるために』伊藤和子・角田由紀子編、「大学でのセクシュアル・ハラスメント」（かもがわ出版 2021）

あなたの本当の気持ちを大切に…

誰かに話すことで、自分の本当の気持ちに気づくことがあります。「つらいけれど、どうしたらいいかわからない…」と感じていたら、相談機関に話してみませんか。



台東区では、DVや面識DVなどに対する様々な相談窓口を設けています。

* 相談は無料です

* 秘密は厳守します

たいとうパープルほっとダイヤル

相談専用電話 0120-288-322

月曜日～土曜日 9:00～17:00

※日曜日、第1・第3・第5月曜日(祝日の場合は翌平日)、
年末年始を除く

★予約は不要です★

FREE フリーダイヤルになりました!

「こんなこと誰にも言えない」とひとりで
悩まず、お電話ください。
どんなことでも構いません。
DV専門相談員がお話を伺います。

はばたき21相談室 (男女平等推進プラザ)

予約専用電話 03-5246-5819

予約受付時間 9:00～17:00

※日曜日、第1・第3・第5月曜日
(祝日の場合は翌平日)、
年末年始を除く

● ところと生きかたなんでも相談 ●

火曜日・土曜日 10:00～16:00
水曜日・木曜日 17:00～21:00

* 面接相談・電話相談どちらも可
* 面接相談は女性のみ、電話相談はどなたでも
* 火・土曜日は託児あり(1歳以上の未就学児)
※1週間前までに要予約
* 相談時間: 1回50分
* フェミニストカウンセラー(女性)が相談に応じます。

● 女性弁護士による法律相談 ●

第2水曜日 13:00～16:00
第3木曜日 10:00～13:00
第4火曜日 16:00～19:00

* 面接相談・電話相談どちらも可(女性のみ)
* 毎月1日から予約受付開始
* 相談時間: 1回50分

台東区子ども家庭支援センター(日本堤子ども家庭支援センター内)

電話 03-5824-2571

メール soudan-kokasen1.ezb@city.taito.tokyo.jp

子育てや子供のこと、
家族の不安や悩みを
一緒に考えます。

ひとりで悩みを抱えているあなたへ…

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人など、親密な関係にある
(あった) 人から受ける暴力のこと。誰の身にも起こりうる身近な問題です。



思い当たること
ありませんか?

DVの暴力は、身体的なものに限られません

● 身体的暴力

- ☐ 殴る、蹴る
- ☐ 首をしめる
- ☐ 物を投げつける
- ☐ 引きずり回す
- ☐ 刃物を突き付ける など

● 精神的暴力

- ☐ 大声でどなる
- ☐ 無視する
- ☐ ばかにする
- ☐ 大切にしている物をこわす
- ☐ 急に怒り出す など

● 経済的暴力

- ☐ 生活費を渡さない、使わせない
- ☐ 働くことを許さない、強要する
- ☐ あなたの名義で借金をする
- ☐ あなたの貯金を勝手に使う など

● 社会的暴力

- ☐ 実家や友人との交友関係を
制限し、孤立させる
- ☐ 電話やメール等を細かく
チェックする
- ☐ 行動を監視する など

● 性的暴力

- ☐ 性的行為を強要する
- ☐ 避妊に協力しない
- ☐ 妊娠または中絶を強要する
- ☐ 嫌がっているのにアダルト
ビデオ等を見せる など

● 子供を巻き込んだ暴力

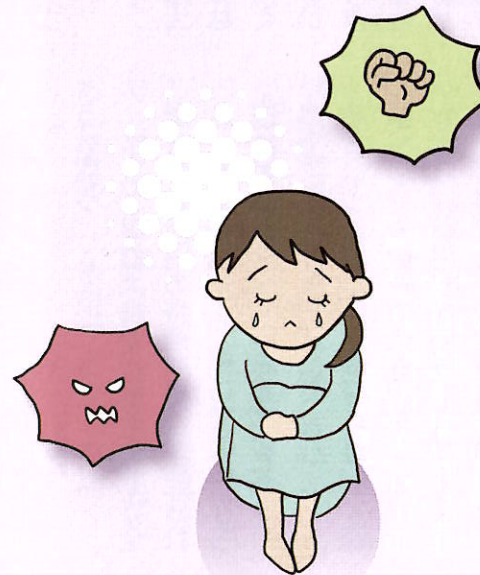
- ☐ 子供の目の前で暴力をふるう、
誹謗・中傷する
- ☐ 子供を危険な目にあわせる
- ☐ 「子供に危害を加える」と言って脅す
など

DVは、心とからだに様々な影響を与えます

- ☐ けが、骨折、やけど ☐ 頭痛、不眠、胃痛、手足の震え
- ☐ うつ病、PTSD(心的外傷後ストレス障害)
- ☐ イライラ、集中力の欠如、忘れっぽい、思考力・意欲の低下
- ☐ 不安、孤独、絶望、無力感、自信喪失、自己評価の低下、自責の念
- ☐ 人間不信、社会からの孤立
- ☐ 就業困難、子供を養育できない ☐ 望まぬ妊娠・中絶・流産 など

こんな思いで悩んだり、苦しんだりしていませんか?

- ☐ 相手の機嫌を損ねないか恐怖心や不安感がある
- ☐ 本当はやさしい人なんだから…
- ☐ 私が悪かった…、私さえ我慢すれば…
- ☐ どうせ自分には何もできない…
- ☐ 離れたいけれど、子供のことや経済的な不安が大きいし、
これまで築いてきた生活や人間関係を失いたくない
- ☐ 実家などに迷惑をかけたらどうしよう… など



若年層にも広がるデートDV

恋人同士、特に若いカップルの間で起きる心とからだへの暴力は「デートDV」と呼ばれます。
国の調査では、20歳代の女性の3人に1人が被害にあっています。
(2018年内閣府発表)



※男女平等推進プラザでは、デートDV
防止啓発誌『デートDVについて知っておこう』を配布し
ています(台東区のホームページでもご覧になれます)。

子供に深刻な影響を与える面識DV

18歳未満の子供の前で、配偶者や家族に対して身体的暴力や精神的暴力を振るう状況を「面識DV」といい、児童虐待防止法では子供への心理的虐待にあたります。
DVにより、子供は不安や恐怖などのストレス状態に置かれることになり、成長や発達に様々な影響を及ぼすことがあります。



- ・ 身体症状(頭痛、腹痛、発熱など)
- ・ 落ち着かない、ぼーっとする
- ・ 自己肯定感が低くなる
- ・ 良好な人間関係が築けなくなる など

◆ 内閣府 DV相談+(プラス)

- * 電話相談 0120-279-889 ※24時間対応
- * SNS・メール相談 <https://soudanplus.jp/> からアクセス
- ※メール相談は24時間対応、SNSのチャット相談受付は12:00～22:00
- ※10言語での外国語相談あり

◆ 東京ウィメンズプラザ

- * DV専用電話相談 03-5467-1721 ※毎日 9:00～21:00 (年末年始を除く)
- * LINE相談 ささえるライン@東京 ※毎日 14:00～20:00 (年末年始、7月第3日曜日を除く)
- アカウント名「ささえるライン@東京」

◆ 東京都女性相談センター

- * 電話相談 03-5261-3110
- ※月曜日～金曜日 9:00～21:00 土曜日・日曜日・祝日・年末年始 9:00～17:00

区民委員が改選されました

コミュニティ・カフェ運営委員

毎回、参加して下さる人たちの交流を楽しみにしています。

楽しいお話がしたいです。

カフェへ行くことが楽しみ!と言ってもらえるような活動がしたいです。

話してスッキリ、ニコニコワークショップ。

皆さんの笑顔が見たいです。

情報誌編集委員

台東区に移り住んで四半世紀。委員活動は区民である意味のひとつです。

皆さんに興味を持って読んでいただけるような情報誌をめざしてがんばります。

区民委員と職員の協働事業である「男女平等推進フォーラム」「情報誌」「コミュニティ・カフェ」。2年間の任期満了にともない、委員の方たちが改選されました。新メンバーの加入もあり、これからも力を合わせて事業に取り組んでいきます。

フォーラム企画委員

今年こそ!コロナ以前と同様の活動を行いたい。

人数が少なくなりましたが、がんばって1年やっていくつもりです。

今年こそは、皆さんと笑顔あふれるフォーラムを!



▲新年度、新たな活動を開始した3委員会合同会議の様子

「男女共同参画週間」パネル展を開催しました

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」期間中に、生涯学習センター1階アトリウムにて、パネル展を開催しています。今年度は、家事・育児について考える啓発パネル『みんなで!家事』(ウィルあいち情報ライブラリー作成)を展示。統計データによる家事・育児分担の状況や、家事シェアのメリット・アイデアなどを紹介しました。

Q「男女共同参画週間」とは

1999年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されたことを踏まえ、国ではこの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることをめざしています。



ワーク・ライフ・バランス推進企業を認定しました

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度は、従業員が仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスに取り組む区内中小企業等を認定し、その取組を支援する制度です。令和3年度は新規企業1社と、更新企業8社の合計9社を認定しました。認定企業の一覧については、台東区ホームページをご覧ください。



『聞こえていますか? 言葉にならないSOS』

～生きづらさを抱えた若年女性たちの今～

■日時: 令和4年2月12日(土) 14:00～16:00

■講師: 大谷恭子さん(若草プロジェクト代表理事・弁護士)

貧困・虐待・性的搾取…様々な困難を抱え、コロナ禍によりますます苦境に立たされている少女・若年女性たち。今年4月からの18歳成年年齢引き下げによるさらなる影響も懸念されています。そうした状況下で、若年女性たちの支援を続ける大谷恭子さんに、彼女たちの生きづらさの背景や、法律の問題点などについてお話をいただきました。

「はばたき21」
講座レポート



Little Women Project
若草プロジェクト

●成年年齢引き下げによる影響

大谷さんが代表理事を務める「若草プロジェクト」は、法の支援や保護の狭間にいる、生きづらさを抱えた若年女性たちに寄り添うことをミッションとして設立された団体です。今年4月からの成年年齢引き下げがその年代の人たちに及ぼす影響について、大谷さんは「18歳、19歳の人が、親の同意なしで、様々な契約を結ぶようになる。また、少年法の改正で18歳、19歳の人が虐待(将来犯罪をおこす恐れがあること)の対象から外され、これまでのように家を出した少女を保護できなくなってしまう。その結果、この年齢の少女たちが、契約トラブルや性暴力などの犯罪に巻き込まれるリスクが高まるのではないかと危惧しています。」

●問題行動の背後にある性被害

「コロナ禍により居場所のなさが見え化し、飲食店でのアルバイトがなくなったことで貧困化が進むなど、困難を抱える女性たちの現状はますます厳しいものになっている」とその窮状を訴える大谷さん。これまでに接してきた女性たちの過酷な生い立ちなどを語る中で、「犯罪や問題行動を起こす女性には、隠された被害が存在することが多い。立ち向かう力も備わっておらず、生きたことではないと思わなければ生き

ていけず、自尊感情を失い、困難な状況から抜け出せないでいる」というお話があり、性暴力が被害者を与えるダメージの大きさを、改めて痛感しました。

●今、必要なこと

こうした若年女性たちに対して大谷さんは、「公的支援が終了したあとも、民間による継続的な支援が保たれること。さらに、支援だけではなく、少女たちが自尊心を回復し、エンパワメントするために、様々な学習機会を提供することも必要」だといいます。そして、信頼される大人をつくることも大切だと。「信頼される大人になって、出会った大人が信頼できると彼女たちにわかってもらうこと。つないだ手を放さないでほしい」という言葉で、講座を結びました。

生きづらさを抱える困難に対する誤解や偏見が、少女や若年女性たちをますます孤立させてしまうことがないよう、この問題にかかわる様々な社会的要因などについても、多くの方に知ってほしいと思いました。

女性を支援する新しい法律ができました

DVや性暴力・性的搾取の被害者、貧困などで苦しむ女性を支援する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が今年5月に成立し、2024年4月に施行されます。新法では、1956年に制定された売春防止法に基づくこれまでの婦人保護事業を見直し、女性の福祉増進、人権の尊重などを掲げ、自立支援を行うとしています。多様化する問題に対応した、当事者視点の支援が期待されています。

講座参加者の声

- 若年女性が置かれている日本の現行制度上の現状や法制度における課題について、大変わかりやすく学ぶことができました。
- 女性たちの生きづらさが法律を見直していくことで、少しずつなくなれば良いと思う。
- 背景にあるものをもっと知って、少しでも女性たちの支えが出来ればと思います。

2022 みんなのはばたき21 フォーラム

～声を上げ続けよう～

3年ぶりの開催!

講演会

『日常にある「らしさ」にとらわれない 多様性時代の子育て』

日 時 9月25日(日) 14:00～16:00
会 場 ミレニアムホール(生涯学習センター2階)
講 師 太田啓子さん(弁護士)
定 員 150名(予約制・先着順)
託 児 1歳以上の未就学児20名程度
※9月17日(土)までに要予約(定員になり次第終了)

入場
無料



ワークショップ&作品展示

日 時 9月24日(土) 10:00～16:00
9月25日(日) 9:30～12:00
会 場 男女平等推進プラザ「はばたき21」(生涯学習センター4階)

☆講演会の申込方法等の詳細は、チラシ、ポスター、ホームページをご覧ください☆

●新型コロナウイルス感染症の感染状況により、内容が変更になる場合があります。



「はばたき21」情報コーナーおすすめ図書案内

『DV後遺症に苦しむ母と子どもたち
—家族「面前」暴力の深層—』
林美保子著 さくら舎



DVが後の人生にどれほど影響を及ぼし、どんな後遺症があるのか。DV被害者、面前DV被害者による体験談や、専門家支援団体への取材から、後遺症の複雑なメカニズムを明らかにする。

『大丈夫だよ
女性ホルモンと人生のお話111』
高尾美穂著 講談社



妊娠出産、更年期…。女性が人生の様々な場面で悩みに直面したときに安心できる女性ホルモンについての知識と、女性が楽に生きていくためのヒントを伝える。

『シングルマザー、その後』
黒川祥子著 集英社



日本のシングルマザーは世界で一番働いているのに、世界一の貧困率に喘いでいる…。シングルマザーを経験した女性たちの声や専門家へのインタビューなどを通じて、困窮の背景を訴えるルポルタージュ。

***** 編集後記 *****
2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、DV被害に対して様々な対策が講じられてきましたが、現在、DV相談件数は高水準で推移し、コロナ禍による影響も問題視されています。
DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女平等参画社会の実現を阻害するものです。DV問題を他人事とせず、多くの方たちに理解を深めていただくことで、DV根絶に向けた動きが社会全体に広がってほしいと願わずにはいられません。(I)

編集・発行：台東区立男女平等推進プラザ「はばたき21」
場 所：台東区西浅草3-25-16
(台東区生涯学習センター4階)
電 話：03-5246-5816
※日曜・休館日以外の午前9時～午後5時
開館時間：午前9時～午後9時
※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開館時間は変更になる場合があります。
休 館 日：第1・第3・第5月曜日
(祝日にあたる場合はその翌平日)
年末年始(12月29日～1月3日)

はばたき21

検索

再生紙を使用しています。

